

スコープ 3 排出量報告義務化へ向けた取組み： スムーズな移行のための具体的な検討事項

2024 年 12 月



オーストラリアの多くの組織にとって、スコープ 3 排出量の報告は、「検討課題」から最重要課題になろうとしています。

これまでオーストラリアでは、スコープ 3 の温室効果ガス(GHG)排出量¹、すなわち報告企業の事業活動における上流と下流の排出量の開示は任意でした。しかし、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度において、オーストラリアの気候関連財務情報開示が義務化されることに伴い、スコープ 3 排出量の報告も義務化される予定です。重要な点は、スコープ 3 の排出量を把握するプロセスは、(特に移行リスクへの影響という点において)企業とそのバリューチェーン全体の気候変動に関するリスクと機会(CRROs)を特定するという、より広範な要求事項にとって不可欠であるということです。本稿では、以下について解説します:

1. スコープ 3 報告を始める組織が考慮すべき主な検討事項
2. 1 次データと 2 次データの使い分けに関する課題と検討事項
3. スコープ 3 の目標設定に伴う課題と検討事項

2001 年の会社法改正およびオーストラリア・サステナビリティ報告基準(Australian Sustainability Reporting Standards: ASRS))に記載されている、スコープ 3 に関する要求事項および利用できる救済措置の概要については、以下の表を参照してください。

要求事項	利用できる救援措置
戦略 事業体とバリューチェーン全体の CRROs を明確にする ²	企業がスコープ 3 排出量を決定するために必要な作業を考慮し、以下の経過措置が用意されています: <ul style="list-style-type: none">▶ 2025 年 1 月 1 日から 3 年間の取締役に対する修正責任は、スコープ 3 排出量に適用される(シナリオ分析と移行計画も同様)▶ 企業は、報告初年度はスコープ 3 排出量を開示する必要はない▶ 企業は、自らの報告期間とは異なる報告期間の情報を用いてスコープ 3 排出量を測定することができるが、それは一定の条件が満たされた場合に限られる⁴
指標と目標 スコープ 3 排出量と目標の報告 ³	

2025 年 1 月 1 日より、
気候関連財務情報開示を
義務付ける新法が施行され、
オーストラリアの企業は、スコープ 3 の排出
量を毎年報告する義務が
生じます。

スコープ 3 のミッションを決定するアプローチは、今後徐々に改良されていくでしょう。

Meg Fricke

Partner, Climate Change and Sustainability Services, Ernst & Young, Australia

1. スコープ 3 とは、企業のバリューチェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出(スコープ 2 の温室効果ガス排出には含まれない)を指し、上流と下流の両方の排出を含む。スコープ 3 の温室効果ガス排出量は、GHG プロトコル・企業バリューチェーン(スコープ 3) Accounting and Reporting Standard(2011 年)のスコープ 3 のカテゴリーを含む。
2. Paragraph 13(a) 気候関連の開示(AASB 2)
3. S2.29(a)、気候関連の開示(AASB 2)
4. S2.B19 気候関連の開示(AASB 2)



スコープ 3 報告書の作成に着手する組織にとって、重要な検討事項とは何か？

スコープ 3 排出量の報告は、特にスコープ 3 排出量の間接的な性質（バリューチェーンの上流と下流の両方の活動が含まれる）や、第三者データの入手や適切な見積り推計が難しいことから、困難なものとなる可能性があります。この開示要求事項では、企業がスコープ 3 の見積り方法について時間をかけて習熟し、利用可能なデータを積み上げていくことを可能にする比例アプローチを採用しています。

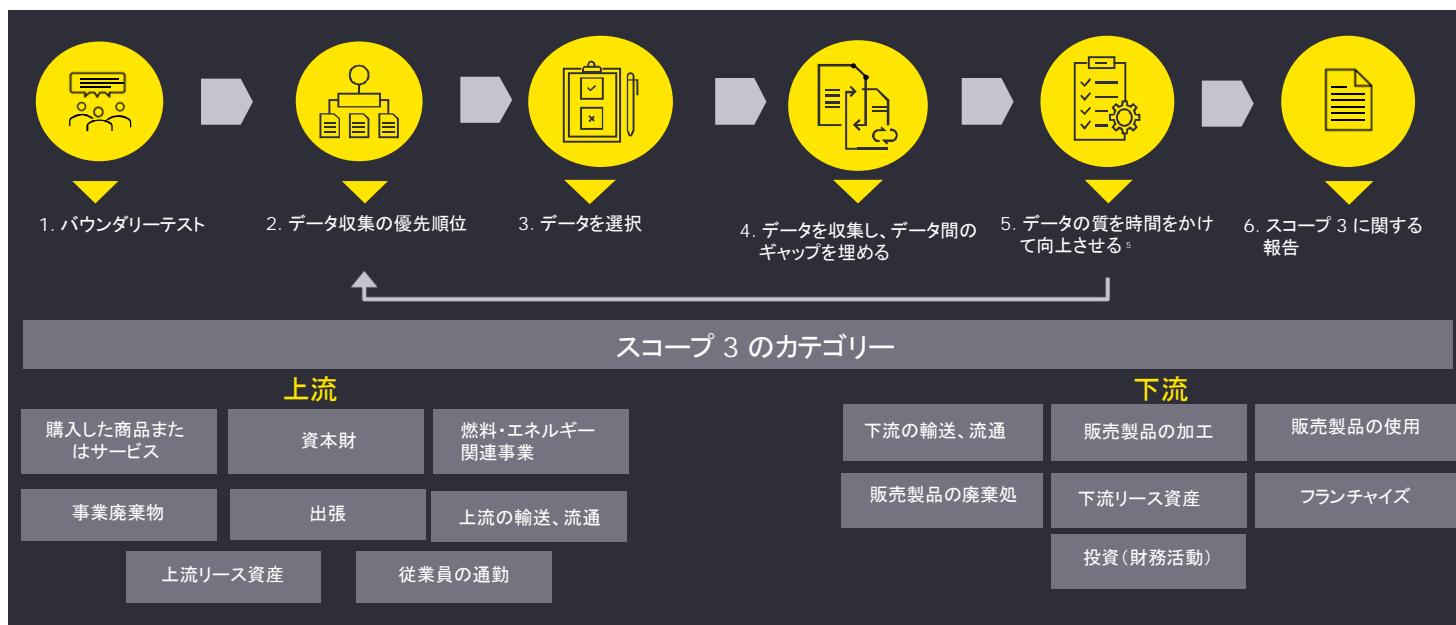
以下の図は、スコープ 3 排出量を初めて報告する場合の、組織の実務的な概要を示したもので、まず、業務管理、財務管理あるいは株式のアプローチにより決定される会社の組織境界（バウンダリー）を検討することから始まります。また、15 のスコープ 3 カテゴリーがすべて当てはまるとは限らないため、スコープ 3 排出量にどのような影響があるかを大まかに理解することも重要です。

バリューチェーン全体のどのカテゴリが関連するかを検討した上で、過度なコストや労力をかけずに入手可能な（合理的で裏付けのある）情報を特定する必要があります。この情報は、スコープ 3 排出量の測定に使用することができます。

この最初の作業を終えたあと、企業はデータ収集の改善点を検討することができます。

このプロセスが完了すると、スコープ 3 の排出量プロファイルの全体像がより明確になります。2 回目の報告期間では、データを精緻化し、特定のカテゴリーやサブセットをさらに深く掘り下げる（例えば、排出量のものも多いサプライヤーを特定し、2 次データを使用する代わりにサプライヤーと直接連携して 1 次データ入手するなど）ことで、時間の経過とともに測定を改善することができます。

一連の作業を行う際には、意思決定の根拠を示し、結果を明確に文書化することで次年度以降の作業を容易にし、外部の保証プロセスを円滑に進めることができるようになります。計画的に行うことが重要です⁵。また、企業は重要な判断、インプット情報および仮定を開示することが求められます。



5. AUASB は、限定的保証から段階的に保証を要求するパスウェイを提案しており、企業の報告 4 年目には、スコープ 3 排出量を含む全ての気候開示に合理的な保証が要求されることになります。



スコープ 3 の開示に初めて着手しようとしている企業にとって、留意すべき 4 つの重要な検討事項：

1 進捗状況をどのように把握し、設定するか

インベントリーを作成する前に、スコープ 3 排出量に対して、どのような排出削減の取り組みが可能かを検討し、イニシアチブの結果を長期にわたって測定できるような方法でインベントリーを設計することが重要です。例えば、主要なサプライヤーと協働し、または主要なサプライヤーにインセンティブを与えて、自社の排出量を削減させるような取り組みを実施する予定がある場合、インベントリーは、特定の材料、製品、サービスの集計数ではなく、個々のサプライヤー単位（少なくとも主要なサプライヤー）でデータ入力ができるように設計すべきと考えられます。こうすることで、個々のサプライヤーが脱炭素化のためにとった行動を、スコープ 3 に関するインベントリーで認識することができます。

2 ダブルカウントに注意

セクターによっては、異なるスコープ 3 カテゴリーで報告されたスコープ 3 排出量が重複する場合があります。製品がバリューチェーンの中で、他の事業者によって使用されることが一般的な企業にとって特に留意すべき点です。例えば、ある石油・ガス会社が、自社の燃料製品の燃焼を「販売製品の使用」（カテゴリー 11）として報告した場合、上流と下流の輸送、流通（カテゴリー 4 と 9）における燃料の使用に関連する排出量の一部は、インベントリー内で既に計上されている可能性が高くなります。多くの産業セクターは、このようなセクター特有の問題に対応するための独自のスコープ 3 ガイダンスを発表しており、このようなガイダンスは、特にバウンダリーの設定や見積り方法の考え方において、常に ASRS と併せて読む必要があります。

3 スコープ 3 の報告には、社内のさまざまな利害関係者との協力が必要

スコープ 1 とスコープ 2 の排出量報告は、通常、企業内部の環境部門、エネルギー部門、またはサステナビリティ部門が単独で管理してきています。スコープ 3 の報告については、より広範な社内の利害関係者と調整し、作業をしていく必要があります：

1. スコープ 3 排出量に関わるインベントリーの対象範囲
2. どの排出源をこの対象範囲に含めるか
3. 特定された各排出源について、どのような種類のデータが入手可能か

バリューチェーン全体が適切に考慮されていることを確認するために、調達、物流、営業などのチームメンバーと話し合うことも必要になります。

4 スコープ 3 のインベントリーは、時間をかけて向上していく

企業は、スコープ 3 の算定は、時間をかけて向上させていくものであるということを認識する必要があります。基準年は、通常、最も重要な間接的な排出がどこで発生しているかを把握するために、大まかな見積り（多くの場合、使用量に基づく）を用い、次年度以降は、最も重要な領域について、1 次情報源からデータを取得するために着目する指標として使用します。適用したアプローチと仮定を文書化することは、ASRS の開示要求事項を満たすことに加え、繰り返し可能なプロセスを実行できるようにするため、また、毎年の変化を特定するために重要です。また、作成の基本となる事項を文書化することで、外部への報告や保証にも役立ちます。データの精度や計算方法が時間の経過とともに向上するので、ベースラインに履歴調整を加えることはいつでもできます。

ファイナスド・エミッション

スコープ 3 の排出量報告は、様々なセクターにおいて大きな課題となっていますが、特に金融サービス業界において顕著です。金融サービス業界では、ファイナスド・エミッションは、企業の排出量フットプリントの大半を占めており、投資家やサステナビリティレポートの利用者の大きな関心を集めています。現在、このような排出量の見積りを支援する方法論が公開されており、最も注目すべきものは、金融向け炭素会計パートナーシップ（PCAF）が公表している方法論です。

スコープ 3 報告におけるより広範な課題と同様に、自主的な報告者の経験から、データの入手可能性について顧客と連携することの重要性が強調されています。必要であれば、データギャップは、第三者プロバイダーを利用したり、代替データを採用したりすることで短期的に対応することができます。



スコープ 3 排出量の測定:考慮すべき点は何か?

スコープ 3 報告者が乗り越えるべき壁の一つが、間接的な排出源の代表的なデータ入手することです。

企業のスコープ 3 の GHG 排出量の測定は、見積りを含む可能性が高くなります。これらの排出量を測定する際、AASB S2 は、企業に次のようなデータを反映するインプットと仮定に優先順位をつけるために判断行使することを求めてています：

- ▶ 直接測定に基づく
- ▶ 企業のバリューチェーン内の特定の活動から
- ▶ バリューチェーンの活動とその GHG 排出量を適時かつ正確に示す
- ▶ 認証済み

スコープ 3 の排出量は、直接的に測定することは現実的でないため、通常、1 次データと 2 次データのどちらか、または両方を組み合わせて見積もることになります。多くの企業は、主に 2 次データ（第三者データ提供者から提供されたデータなど）に基づいてスコープ 3 報告を開始しており、今後の報告期間において 1 次データ入手するためにどこに重点を置くべきかの指標として利用しています。これは、AASB S2 の要求事項を適用する際にも続くと思われます。

以下の表は、スコープ 3 の GHG 排出量の測定に関する判断を下す際に留意すべき事項をまとめたものです。

▶ **見積り:**スコープ 3 の GHG 排出量を見積もるために、仮定とインプットを使用します。見積りに使用されるインプットには、活動データ（すなわち、GHG 排出をもたらす企業の活動を表すデータ）と、活動データを GHG 排出量に変換する排出係数が含まれます。

	1次データ	2次データ
概要	企業のバリューチェーン内の特定の活動から直接入手したデータ。事業体のバリューチェーンにおける特定の活動に関連するサプライヤーまたはその他のバリューチェーンパートナーから提供されたデータを含む。	企業のバリューチェーン内の活動から直接得られないデータ。多くの場合、業界平均データ（例えば、公表されているデータベース、政府統計、文献研究、業界団体からのデータ）や代替データ（すなわち、別の活動の排出量を見積もるために用いられる特定の活動からの 1 次データ）が含まれる。
労力	多大な労力 - バリューチェーンパートナーに直接情報を要求する。	中程度の労力 - 関連データを抽出し、スコープ 3 のインベントリーに割り当てるプロセスが必要
脱炭素化の行動がデータに反映されているか？	大部分が反映 - バリューチェーンパートナーが特定の製品やサービスを脱炭素化するためにとった行動は、提供されるデータに含まれる。	一部に限定 - 採られるアプローチに依存する。したがって、企業は、データがその活動を忠実に表しているかどうかを検討しなければならない。



企業はスコープ 3 の目標をどのように設定するのか？

ASRS では、スコープ 3 排出量の目標設定は必須ではありませんが、スコープ 3 排出量が総排出量の大きな割合を占め、組織の主要な気候変動リスクと関連する場合には、スコープ 3 排出量の目標設定は、重要な検討事項となります。

企業がスコープ 3 排出量の目標を設定することを選択した場合、目標を開示しなければならず、その目標に関して追加的な開示が求められます(どのように目標を設定するか、どのように目標を見直すか、どのように進捗を監視するか、一般的にどのように目標を達成しようとしているか、目標を達成するために必要な活動をどのように資源化するかなど)。

目標設定は、企業がリスクを管理・軽減し、機会を活用し、移行リスクに対して事業を強化する上で重要な役割を果たします。さらに、最新の科学的知見に基づき、パリ協定に沿った、スコープ 3 の目標を網羅した目標を設定するよう、投資家からの圧力が高まっています。

スコープ 3 の目標設定に着手する前に、事業体は以下の点を決める必要があります：

目標を測定する基準となる年度- 基準年度をスコープ 3 排出量の報告を開始した最初の年とすることが、必ずしも意味があるとはいえないかもしれません。信頼できるデータが揃うまで、数年間は保留する方がよいかもしれません。

- ▶ **目標の範囲**- 最も重要な特定のカテゴリーに設定するのか、ポートフォリオ全体に設定するのかを含みます。
- ▶ **目標の種類**- 絶対目標か原単位目標か。さらなる検討事項については、右のボックスを参照してください。
- ▶ **目標の達成方法**- 目標を設定する前に、目標を達成するための明確な計画を立てるべきです。これには、目標を達成するために必要な活動のリソースをどのように確保するかも含まれます。

目標の種類: 絶対値か原単位か？

絶対目標: 目標年度までに、あるベースラインから排出量を削減することを目指します。

例: 2023 年までにスコープ 3 の排出量を 2018 年の基準年度より 15% 削減する。

原単位目標: これは、指標に基づいて排出削減を達成することを目的としています。

例: 第三者の貨物輸送サービスにおけるトンキロメートル当たりの排出量を削減する。

スコープ 3 排出量、特に下流の加工や製品の使用に関する排出量については、原単位目標(特に中間目標)は、生産量の増減に影響されにくいパフォーマンスを達成する効果的な手段と考えられます。しかし、利害関係者からは、絶対目標ほど信頼性があるとは思われない可能性があります。

また、企業が抱える最も深刻な移行リスクに対応するためには、スコープ 3 排出量に関連する様々な目標があります。例えば、以下のよう�습니다。:

- 製品の使用に伴う排出を削減するための川下技術への投資目標
- 科学的根拠に基づく目標を設定するために、一定数のサプライヤーと協力する関与目標
- 企業のスコープ 3 フットプリントの理解と測定を高めるために、特定の組織行動を奨励することを目的とするイニシアチブ志向の目標。このような目標の例としては、一定の割合のサプライヤーと関わり、データを取得し、脱炭素化へのアプローチを理解することが挙げられます。

有意義な排出削減目標の設定に必要な思考と分析を過小評価してはならない。

早い段階でプロセスを開始する。



スコープ 3 の実現に伴う変革や不確実性に、取締役会や経営陣はどのように対応すればよいのでしょうか？

スコープ 3 排出量の報告は、気候関連財務情報開示の義務化により、(その他の要求事項と共に)経営陣や取締役会のレビューと承認の対象となります。

多くの組織にとって、スコープ 3 排出量のような不確実性が高く、時間の経過とともに変化することが予想される情報のレビューや承認は、経営幹部や取締役会にとって馴染みが無いため、困難が伴うでしょう。

他の要求事項と同様に、スコープ 3 情報を作成するために管理する枠組みを理解することが重要です。これには、データの出所、レビュー・プロセス、リスクへの対処方法、スコープ 3 を監督する経営委員会、改善が行われるべき点、次の報告期間でデータが変更される可能性の認識などを理解することが含まれます。再修正が必要になる可能性もあります。

安心感を得、懸念を軽減するために、経営陣と取締役会は、保証契約によって特定される可能性のある指摘事項や推奨事項を解決するために、(限定的保証の前に)ベースライン保証を検討すべきです。「保証準備」と呼ばれることがあります。この手続は、保証のためのドライランであり、保証の一環として将来の保証報告のための「ベースライン」を反映したものですが、この手続は、保証のためのドライランであり、保証の一環として将来の保証報告のための「ベースライン」を反映したものではありません。すなわち、保証報告書は発行されません。

ベースライン保証の有無にかかわらず、経営陣と取締役会が、企業のスコープ 3 への道のりに最初から関与することが極めて重要です。これは、スコープ 3 排出量の「基本」を理解し、意思決定において情報をどのように活用できるかを理解することから始まり、スコープ 3 排出量を単なる「数値」としてではなく、移行リスクの指標として捉えることが重要です。

要点

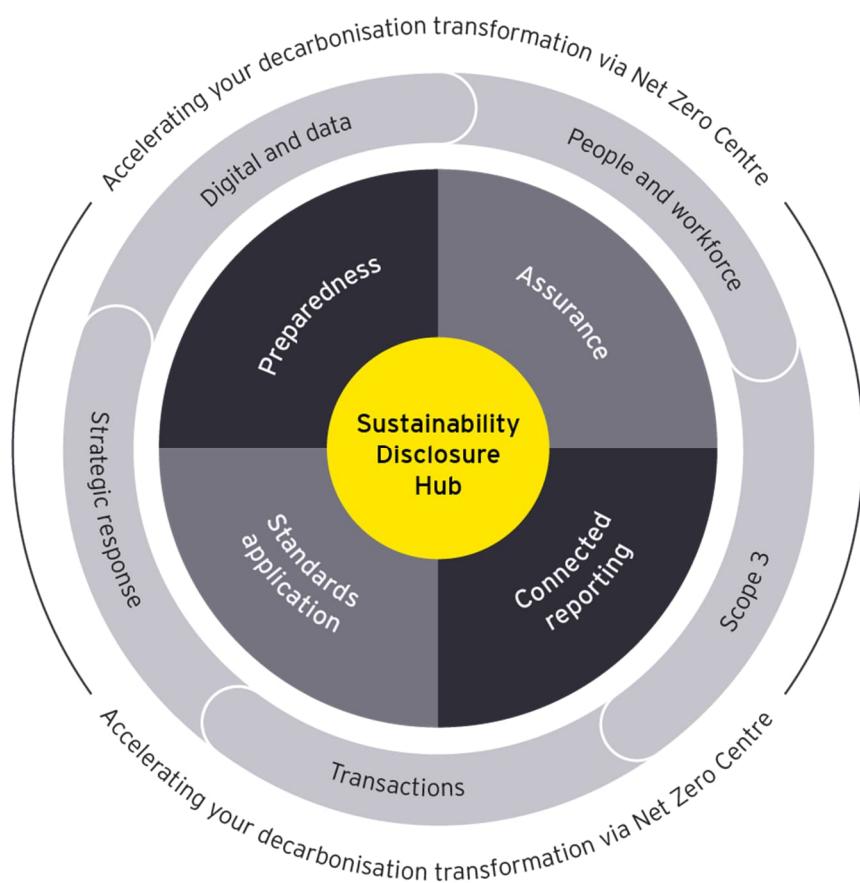
気候関連財務情報開示の義務化の導入に伴い、スコープ 3 排出量の開示が求められますが、これは多くの企業にとって「初めての経験」となります。特に、スコープ 3 の間接的な性質や、第三者データの入手や適切な見積りが困難であることを考慮すると、スコープ 3 排出量の測定と見積りは、困難な作業になる可能性があります。

そのため、次の点に留意することが重要です。：

1. 早期に開始することで、スコープ 3 の開示の報告が発効する時点(ASRS 報告 1 年目にスコープ 3 の情報を開示しない経過措置の適用を選択した場合、グループ 1 では 2026 年 1 月 1 日以降)までに、何をすべきか把握することができる。
2. 最初の見積もりは完璧ではないかもしれないが、実践することで学ぶことができる。
3. 外部報告および保証をサポートするために、自社のアプローチ(見積り、仮定など)を文書化する。スコープ 3 排出量の報告は、時間の経過とともに成熟していくものであるので、その過程で改善していくことを想定しておく。

サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ

EY サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、オセアニアの企業が気候変動やサステナビリティ関連の報告義務化に備えるための実践的なガイダンスをご提供します。



オセアニアマーケットをリードする財務・非財務報告の専門家が率いるサステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、オーストラリア会計基準審議会(AASB)やニュージーランド外部報告委員会(XRB)による気候変動関連の開示要求事項の策定を含む、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の業務や現地マーケットの洞察に通じた財務・非財務報告戦略、対応、保証専門家集団として、EYの専門知識を国内外に提供しています。

サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、EY ネット・ゼロ・センターと緊密に連携し、EY のクライアントが適切なタイミングで適切な意思決定を行い、ネットゼロの経済社会で成功するための道筋をつけることができるようサポートしています。

ご不明な点等ございましたら、サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ・チームにご相談ください。

Contact us

Sustainability Disclosure Hub



Meg Fricke
Climate Change and Sustainability Services
meg.fricke@au.ey.com



Rebecca Dabbs
Climate Change and Sustainability Services
rebecca.dabbs@au.ey.com



Megan Wilson
Assurance
megan.wilson@au.ey.com



Nicky Landsbergen
Climate Change and Sustainability Services
nicky.landsbergen@au.ey.com



Shae de Waal
Climate Change and Sustainability Services
shaе.de.waal@au.ey.com



Murray Anderson
Assurance (Financial Services)
murray.anderson@au.ey.com



Glenn Brady
IFRS Professional Practice
glenn.brady@au.ey.com

Scope 3 specialist

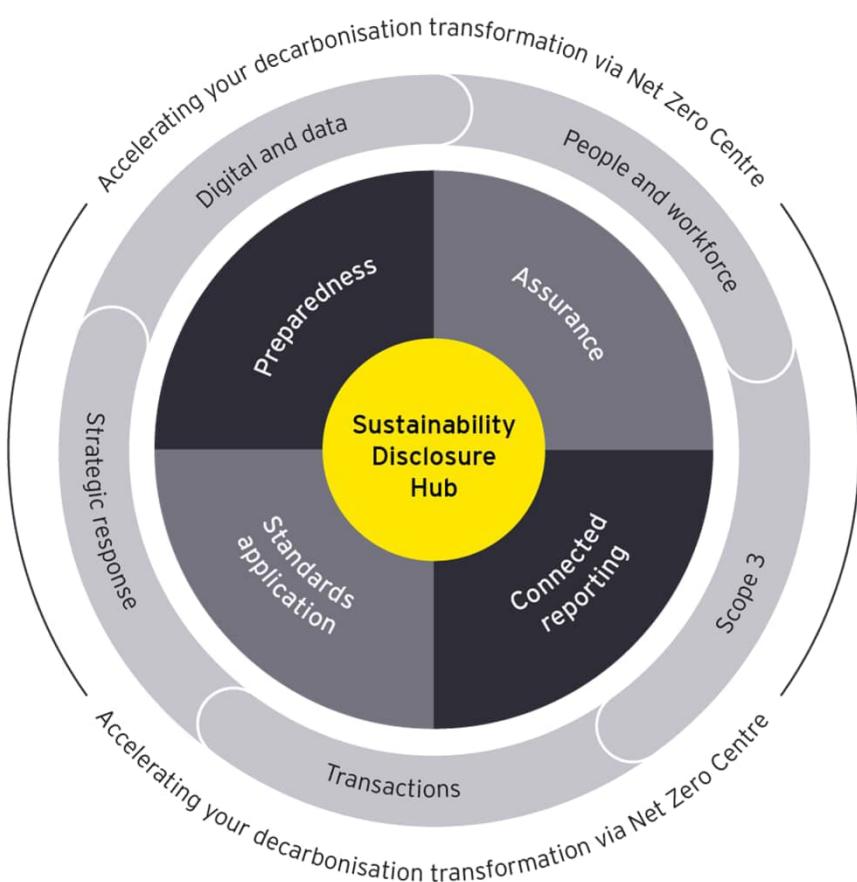


Simon Colman
Climate Change and Sustainability Services
simon.colman@au.ey.com



Emma Herd
Climate Change and Sustainability Services
emma.herd@au.ey.com

Net Zero Centre



Contact us



Oceania Leader
Patrick Giles-Jones
ジャイルズ・ジョーンズ
パトリック
Partner, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170



JBS Assurance Leader
Ayumi Koiwai
小岩井 歩
Director, Assurance
+61 2 9248 5924



JBS Sydney Leader
Junya Shinozaki
篠崎 純也
Director
+61 2 9248 5739

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2024 Ernst & Young, Australia
All Rights Reserved.

EYSCORE 010564-24-AUNZ
ED None

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

ey.com